

感染症予防対策

【利用者について】

- 利用者が次の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること
 - 体調がすぐれない場合
 - ・発熱（事前に検温を依頼）・咳、喉の痛みなど風邪の症状・だるさ（けんたい感）、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常がある場合
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを着用させること
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒をすること
- 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障害者の誘導や介助を行う場合は除く）
- 利用中に大きな声で会話をしないこと
- 感染者が発生した場合において、容易に濃厚接触者の把握ができるよう利用者の名簿を作成し、申請者は概ね1カ月間保管を行うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した利用者がいた場合は、施設管理者に対して速やかに報告すること

【施設利用について】

- 利用者の入館入口は、正面玄関1箇所とすること
- 使用人数を目安に3密を避けたテーブル・椅子等の配置を行うこと
- 使用中は、適宜換気を行うこと
- 使用後、指定の用具により、テーブル・ドアノブなど共用箇所について、拭き掃除を中心に清掃を行うこと
- その他新型コロナウイルス感染防止のために施設管理者が決めた措置及び指示に従うこと